

調査報告書

県立[REDACTED]いじめ事案に関する調査委員会

令和7年8月21日

目次

第1章	当委員会による調査概要	3
第1	重大事態調査の位置づけ	3
第2	調査の目的、調査期間、当委員会の構成	3
1	調査の目的（諮問事項）	3
2	調査期間及び調査委員会の経過	4
3	当委員会の構成	6
第3	調査の内容	6
1	調査方針	6
2	調査方法	6
第4	事実経過の概要	8
第2章	いじめに関する認定	11
第1	事実① 当該生徒が女子生徒から ██████████ 等と言われたことについて	11
1	事実認定	11
2	いじめの認定（事実の評価）	17
第2	事実② 当該生徒が他の生徒から当該生徒の学校成績に言及されたこと	17
1	事実認定	17
2	いじめの認定（事実の評価）	19
第3	事実③ 当該生徒のリュックサックに複数の生徒の足が当たったこと	19
1	事実認定	19
2	いじめの認定（事実の評価）	21
第4	事実④ 当該生徒の内履きのうち片方が靴箱外に移動していたこと等	22
1	事実認定	22
2	当委員会の認定する事実	27
第5	認定事実と不登校の因果関係	29
1	事実認定	29
2	事実の評価	30
第3章	学校及び教育委員会の対応について	31
第1	調査の実施について	31

第1章 当委員会による調査概要

第1 重大事態調査の位置づけ

令和3年4月に新潟県立■■■■■■■■■■（以下「当該学校」という。）に入学した■■■■■■■■■■（以下「当該生徒」という。）は、1年次在籍中の令和3年5月24日に当該生徒の母を通じていじめを訴え、以降断続的な登校となり、同年6月29日以降は当該学校に登校していない（以下「本事案」という）。

本事案は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」といえるため、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条1項2号の重大事態（不登校重大事態）に該当する。

新潟県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、本事案を法第30条に基づき不登校重大事態として知事に報告した日は令和6年4月18日、文部科学省に不登校重大事態の発生及び調査開始について報告した日は同年5月29日である。

第2 調査の目的、調査期間、当委員会の構成

1 調査の目的（諮問事項）

法第28条第1項に基づき設置された県立■■■■■■■■■■いじめ事案に関する調査委員会（以下、「当委員会」という。）の調査の目的（諮問事項）は以下の(1)～(4)のとおりである。

(1) 本事案に係る事実関係の調査

本事案において、当該生徒が主張しているいじめの具体的行為の概要は、以下の4つである。

- 事実① 当該生徒が女子生徒から■■■■等と言われたこと
- 事実② 当該生徒が同じクラスの複数の生徒から学校成績に言及されたこと
- 事実③ 当該生徒が教室内の自分の机の脇にリュックサックを掛けていたところ、これに複数の生徒の足が当たったこと
- 事実④ 当該生徒が令和3年6月21日に登校したところ、靴箱内に置いてあった当該生徒の内履きのうち片方が靴箱外に移動しており、もう片方は靴箱内で上下逆になっていたこと

- (2) 本事案に係る当該学校の対応等の問題点や課題の検証
- (3) 本事案に係る県教育委員会の学校への対応等の検証
- (4) 以上を踏まえた同種事態の再発防止のための提言

2 調査期間及び調査委員会の経過

令和6年7月から令和7年7月までの間に、以下のとおり計27回の委員会を開催し、調査等を実施した。

	期日	概要
第1回	令和6年 7月1日	当委員会の目的確認、今後の調査方法の検討等
第2回	7月22日	資料の検討、論点整理等
第3回	8月5日	資料の検討、論点整理等
第4回	8月21日	資料の検討、追加調査事項検討等
第5回	9月24日	担任教諭（当時）からの聞き取り調査、論点整理等
第6回	10月2日	調査結果の検討、追加調査事項の検討等
第7回	10月16日	追加調査事項の検討等
第8回	11月5日	追加調査事項の検討等
第9回	11月19日	追加調査事項の検討等

第10回	11月26日	当該生徒の両親からの聞き取り調査、調査に対する要望の聴取等
第11回	12月3日	調査結果の検討、追加調査事項の検討等
第12回	12月18日	追加調査事項の検討、調査報告書の作成方法等
第13回	12月24日	追加調査事項の検討、調査報告書の作成方法等
第14回	令和7年 1月22日	調査結果の検討、追加調査事項の検討等
第15回	2月5日	調査結果の検討、追加調査事項の検討等
第16回	2月21日	教頭教諭（当時）からの聞き取り調査
第17回	3月11日	県教委担当者（当時）からの聞き取り調査
第18回	3月31日	生徒（当時）からの聞き取り調査
第19回	4月16日	調査結果の検討、追加調査事項の検討等
第20回	4月30日	追加調査事項の検討、調査報告書の内容等
第21回	5月12日	調査結果の検討、調査報告書の内容等
第22回	5月26日	調査報告書の作成方法、内容等
第23回	6月9日	前回調査時の調査委員からの聞き取り調査
第24回	6月23日	調査報告書の内容、今後の進行の検討等
第25回	7月7日	調査報告書の内容、今後の進行の検討等
第26回	7月16日	調査報告書の内容、追加調査事項の確認等
第27回	7月29日	担任教諭（当時）からの聞き取り調査、調査報告書の内容検討、後の進行の検討等

以上の調査の進捗状況については、適宜、当委員会から事務局を通じて当該生徒の父にメール等で報告を行った。

3 当委員会の構成

当委員会は、教育・法律・心理学・精神保健の各分野について専門的な知識を有する4名の委員で構成されている。いずれの委員も当該生徒及び両親、当該学校及び当該学校の生徒、県教育委員会と利害関係を有しない。

また、いずれの委員もその所属団体から推薦された者であり、当該学校や教育委員会が個別に依頼した者ではない。

分野	氏名	推薦団体
教育（委員長）	佐藤 修哉	新潟青陵大学
法律（副委員長）	内山 晶	新潟県弁護士会
心理学	櫛谷 晶子	新潟県臨床心理士会
精神保健	渡邊 純蔵	新潟県精神医療機関協議会

第3 調査の内容

1 調査方針

当委員会は、令和6年8月に国が示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき調査を行った。

2 調査方法

(1) これまでの調査資料の検討

当該生徒がいじめを初めて訴えた令和3年5月から当委員会の第1回開催日である令和6年7月までの間に、約3年3か月が経過している。当委員会設置までの間に、令和3年5月以降に学校による生徒等に対するアンケートや個別面談等による調査が、少なくとも令和3年11月以降は■■■■■■■■■■氏（以下「X氏」という。）による調査が、令和4年3月以降は同氏に弁護士である■■■■■■■■■■氏（以下「Y弁護士」という。）を加えた2名の調査委員（以下この

調査への協力を拒むものであり、携帯電話番号や電子メールアドレス等の連絡先の情報提供もなかったことから、当委員会は当該生徒からの聞き取り等の調査は断念した。

イ なお、当委員会は、既に調査が実施されている事項及び対象者については原則として重ねての調査は実施しなかった。その理由は次のとおりである。

- ・生徒に対するアンケートや聴取については、いずれも繰り返し施行されており、既に多くの資料が存在していること。
- ・これ以上の生徒に対する聞き取り調査の繰り返しは、調査依頼先である当時の在学生の心理的負担が無視できないこと。
- ・特に若年者は被暗示性が高く、噂等に影響されて事実関係の認識が曖昧になる可能性が高く、既に事案発生から3年が経過している段階でのアンケート調査や聞き取り調査は事実と異なる内容の比率が高まる可能性が高いこと。

第4 事実経過の概要

当委員会が認定した事実経過の概要は以下のとおりである。

年月日	主なできごと
令和3年4月	当該生徒が当該学校に入学
5月17日～19日	第1回考査
5月24日	当該生徒の母から当該学校に事実①及び事実②の訴えがあり、当該生徒が学校を休み始める
5月下旬	当該学校による同学年の生徒全員に対するアンケート調査 (以下「年次アンケート①」という)
5月31日	当該生徒が登校するも早退 当該生徒が担任教諭と面談 当該生徒の母から██████に事実③の訴えがある
6月1日	当該生徒とスクールカウンセラーの面談、面談後早退

6月8日	当該生徒登校、母同席のもとスクールカウンセラーと面談
6月18日	当該生徒が登校
6月21日	当該生徒が登校するも早退 同日夕方に当該生徒の母から██████に事実④の訴えがある 翌日以降当該生徒は学校を休み始める
6月23日	当該学校いじめ対策委員会を開催
6月25日	当該学校による当該生徒の所属学級の生徒全員に対する個別面談調査（以下「学級個別面談①」という）
6月28日	当該生徒と教頭、年次主任、担任教諭の面談
6月30日	生徒の一部と年次主任の面談調査
7月2日	当該学校が第1回いじめ対策委員会を開催
7月5日	教頭が当該生徒の父に対し、調査結果の報告のほか、当該生徒がカウンセリングで話した内容を伝達する
7月	生徒の一部と年次主任の面談調査
8月～9月	██████による当該生徒の所属学年の生徒全員に対する個別面談調査（以下「年次個別面談」という）
10月28日	██████が保護者会実施（所属学年の保護者対象）
11月1日	当該生徒の父親が当該生徒の所属学級において授業（講話）を実施
11月11～12月6日	第三者X氏と教諭が当該生徒の所属学級の生徒全員に対する個別面談調査、追加面談調査 （以下「学級個別面談②」という）
12月21日	X氏が当該生徒の両親に対し調査結果を報告
令和4年1月6日	当該生徒の両親から県教育委員会、当該学校、X氏に対し要望書提出（上記X氏の報告内容に関する要望等、調査委員の追加要望等）

2月9日	県教育委員会から上記要望書へ回答
3月	当該学校による同学年の生徒全員に対するアンケート調査 (以下「年次アンケート②」という)
3月	当該学校による生徒の一部に対する個別面談調査
4月19日～6月24日	令和4年調査委員会が生徒の一部と個別面談調査
10月～11月	令和4年調査委員会が当該生徒に対し書面による調査を実施
令和5年3月20日	令和4年調査委員会が調査報告書を当該学校に提出
3月28日	令和4年調査委員会が当該生徒の両親に対し調査結果を報告 当該生徒の両親から同調査委員会による調査の継続の要望あり
10月12日	令和4年調査委員会が追記した調査報告書を当該生徒の両親に報告
12月4日	当該生徒の両親から県教育委員会に対し追加調査を要望
12月8日	県教育委員会から上記要望書へ回答
令和6年1月29日	当該生徒の両親から県教育委員会及び当該学校に対し要望書提出(調査内容等に関する質問への回答を要望)
2月2日	県教育委員会から上記要望書へ回答
2月18日	当該生徒の両親から県教育委員会及び当該学校に対し要望書提出(調査内容等に関する質問への回答を要望)
3月13日	県教育委員会から上記要望書へ回答
3月15日	当該学校が保護者説明会を実施

第2章 いじめに関する認定

法第2条は、「いじめ」について、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（略）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。当委員会は、法第2条の「いじめ」の定義にしたがい、いじめに関する認定を行った。

なお、法第2条は、法第1条の目的に沿って、行為者の害意等の主観的事情や、行為の継続性や反復性、被害の軽重等の客観的態様等による限定をつけることなく「いじめ」を定義するものであり、直ちに民事法上の責任を生じさせるものではないと解されている。

当委員会は、以下のとおり一部の事実について「いじめ」と認定したが、認定した「いじめ」の事実が民事法上の責任を生じさせるものと判断したものではないことを付言する。

第1 事実① 当該生徒が女子生徒から■■■■等と言われたことについて

1 事実認定

(1) 当該生徒の主張

当該生徒及びその両親によると、■■■■

■■■■
■■■■
■■■■
■■■■

(2) 調査の内容

事実①に関する主な調査は以下のとおりである。

ア 学級個別面談①（令和3年6月）

当該生徒と同じクラスの女子生徒Bは、■■■■

■■■■と回答している。女子生徒Eは、■■■■
■■■■と回答し

ている。女子生徒Oは、
と回答している。女子生徒Hは、
と回答している。

女子生徒Cは、
と回答している。女子生徒Dは、
と回答している。女子生徒Kは、
と回答している。

このほか、女子生徒の1人は、
と回答している。女子生徒Sは、
と回答している。ほかの女子生徒2名も、
と回答している。

イ 追加面談（令和3年12月）

女子生徒E、女子生徒Hが、
と回答している。

また、同追加面談では、体育委員の男子生徒Iが、
と回答している。男子生徒Iは、
を回答している。

ウ 年次アンケート②（令和4年3月）

女子生徒Eが、
と回答している。

女子生徒Dは、
と回答している。また、女子生徒D
は、
と回答している。なお、女子生徒Dは、
と回答して
いるところ、女子生徒Dとしては
という趣旨の回答と思
われる。

女子生徒Hは、
と回答している。なお、女
子生徒Hは、令和4年3月に当該学校が生徒の一部に対して実施した個別面談
においては、
回答をしている。

このほか、女子生徒Kが、
と回答している。女子生徒Kは、
と回答している。

他の女子生徒は、
と回答している。

エ 令和3年5月24日に、当該生徒の保護者から当該生徒の欠席の電話連絡を
受けた担任教諭が同日作成したメモには、当該生徒の保護者は担任教諭に対
し、
という趣旨の記載がある。

また、当委員会が当該生徒の母から聴取した際には、当該生徒の母が

とのこと
であった。

令和3年の当該生徒のクラスの時間割表によると、体育の授業は火曜日、木曜日、金曜日の週3回である。また、令和3年の当該生徒の学年の行事予定によると、令和3年5月14日（金曜日）から同月19日（水曜日）までの間、第1回考査が行われており、その間は体育の授業は行われていなかった。

オ 当委員会が担任教諭に確認したところ、担任教諭が令和3年5月31日に当該生徒と面談した際に、教室にとりに行ったという「物」が何か尋ねたが、当該生徒から回答がなかったため、担任教諭の方から出席簿かと誘導したところ当該生徒が同意したという経過だったとのことである。

(3) 当委員会の認定する事実

ア 当該生徒が、女子生徒が更衣中の教室に入った事実については、当該生徒自身が述べているほか、複数の女子生徒が目撃したと回答しており、認定することができる。

イ 次に、当該生徒が女子生徒からという発言をされたか否かについては、女子生徒Hがと回答している。しかし、生徒Hは、回答内容が変遷している。その理由が記憶の再認なのか、当該生徒の在籍クラスの生徒に対し、いじめ調査や指導、保護者による講義等が行われたことによる被暗示なのか、現時点では判別困難である。

当該生徒は、令和4年調査委員会の書面による調査に対し、

と回答している。

ウ 一方、女子生徒Kは、と一貫して自ら申告している。また、多数

の女子生徒が、男子生徒Nが女子生徒が更衣中の教室にたびたび入っていたことを目撃している。さらに、着替え中に男子生徒が室内に入ってきた際の女子生徒の発言として、[REDACTED]といった発言は、十分あり得るものであり、そのような発言をしたという女子生徒Kの説明内容は自然である。

したがって、女子生徒Kが男子生徒Nに対して[REDACTED]という趣旨の発言をしたことは認定できる。

そして、当該生徒の席は男子生徒Nの隣であったから、[REDACTED]という趣旨の発言が耳に入った可能性は十分ある。

また、女子生徒Dは[REDACTED]と述べており、女子生徒Oは、[REDACTED]

[REDACTED]と回答している。着替え中に男子生徒が室内に入ってきた際の女子生徒の対応として、室外に出ていくように言うことは十分あり得るものであり、そのような発言があったという女子生徒D及びOの説明内容は自然である。

したがって、女子生徒Dが男子生徒Nに対して教室から出ていくように言ったことは認定できる。

そして、女子生徒Oによれば[REDACTED]と述べているから、女子生徒Dの発言が当該生徒の耳に入った可能性は十分ある。

その時期については、上記のとおり、当該生徒の母の話と学校行事予定表や時間割表を併せ考えると、令和3年5月20日（木曜）か21日（金曜）、またはその前週ころと考えられる。

エ 次に、当該生徒が教室に入ったタイミングが体育の授業の前か後かについては、女子生徒Eは、[REDACTED]

[REDACTED]と回答している。女子生徒Kは、[REDACTED]と回答している。

これらの回答は、体育の授業後の更衣中であることを前提としているように思われる。追加面談では、女子生徒E、Hはいずれも[REDACTED]と回答している。

また、体育委員の生徒Iは当該生徒に出席簿を持ってきてもらった事実を否定しているほか、出席簿という言葉が当該生徒ではなく担任教諭の方から出た可能性がある。

そうすると、当該生徒は、体育の授業終了後に手早く更衣を行い、次の授業に備えて教室の自席に戻っていたようにも思われる。

一方、当該生徒は、体育の授業前に出席簿をとりに行くために教室に立ち入ったと主張している。令和3年5月24日に、当該生徒の保護者から当該生徒の欠席の電話連絡を受けた担任教諭が、同日作成したメモには、当該生徒の母は、
[redacted]
[redacted]旨述べたという趣旨の記載がある。

しかし、当該生徒の主張と整合しない事情がある現状において、当該生徒から調査に協力を得られず、実際の経過について説明を受けることができない以上、当該生徒が教室に立ち入ったタイミングが体育の授業の前か後かは認定することができない。

なお、令和4年3月に実施された一部生徒との面談において、男子生徒Fが
[redacted]

[redacted]と回答している。ただし、この回答は、本事案に関する調査が行われる中で、当該生徒が出席簿をとりに行くために教室に立ち入ったと主張していることが生徒たちに知らされた後の調査において行われている。また、この生徒Fの回答は、女子生徒K
[redacted]

[redacted]から聞いた情報をもとに行った推測に留まるようであるから事実認定の根拠とすることはできない。

オ 以上のとおり、当委員会は、令和3年5月下旬の体育の授業の前後に、女子生徒の更衣のために割り当てられていた教室に当該生徒が入った際、女子生徒Kが同じく教室に入っていた男子生徒Nに対して [redacted] 等と発言したこと、女子生徒Dが男子生徒Nに対して教室から出ていくように言ったこと、これらがその場にいた当該生徒の耳に入ったという限度で事実①を認定する。

2. いじめの認定（事実の評価）

事実①の発言は、当該生徒と同級生という一定の人間関係にある生徒がした行為である。

また、[redacted]等の発言内容は、それを耳にした者に一定の心理的な影響を与える内容である。例えこの発言が当該生徒に向けられたものでなく、仮にそれを当該生徒自身が認識していたとしても、自分と同じように教室内に入った他の男子生徒が[redacted]等と言われていれば、当該生徒も一定の心理的影響を受けることはあり得ると思われる。教室から出ていくように言うのも同様である。

そして、当該生徒は、これらの発言により心身の苦痛を感じていると訴えている。

したがって、女子生徒Kが男子生徒Nに対して[redacted]という趣旨の発言をしたこと及び女子生徒Dが男子生徒Nに対して更衣中であるから出ていくように述べたことは、法2条の定義に基づくと当該生徒に対するいじめに該当する。

第2 事実② 当該生徒が他の生徒から当該生徒の学校成績に言及されたこと

1 事実認定

(1) 当該生徒の主張

当該生徒及び両親によると、[redacted]
[redacted]
[redacted]

(2) 調査の内容

ア 令和3年6月に実施された学級個別面談①において、[redacted]

[redacted]生徒Nは、[redacted]
[redacted]

と回答した。

また、令和3年11月から12月にかけて実施された学級個別面談②において、生徒Tは、[redacted]

教室の出入り口の近くにあったことから、通行量が多く、
と述べた生徒が複数いた。後日、席替えで当該生徒の座席と同じ席になった経験があるという生徒は、
という趣旨の話をしている。

イ 当委員会において教室内の様子を確認したところ、机と机の間の広さは約60センチメートルであり、脇にかばん等がかけられているとその分通行可能なスペースは狭くなる。生徒がその間を通行する際に、机の脇にかけたかばん等に足が当たることは十分起こり得るように見えた。

ウ 当該生徒のリュックサックに足が当たった生徒が当該生徒に謝罪したか否かについては、年次アンケート②では、当該生徒のリュックサックに足が当たってしまった生徒らは、
という回答があった。また、他の生徒のかばんに足が当たってしまった場合には
と回答した生徒も複数いた。

その一方で、学級個別面談②では、
という回答もあった。令和4年3月の個別面談では、
という回答もあった。

(3) 当委員会の認定する事実

机の横にかけたかばんに他の生徒の足が当たってしまうという出来事は、多くの生徒が日常的に経験していると述べている。実際の教室の様子を見ても、これらの話は不自然なものではなく、実際に日常的に机の横にかけたかばんに他の生徒の足が当たることは十分あり得ると思われた。特に、当該生徒の座席は出入り口付近にあり通行量が多かったことから、他の生徒よりも足が当たる機会が多かったであろうと考えられる。

また、日常的に互いにかばんに足が当たってしまう状況の中で、都度謝罪しない者が出てきたという生徒の話についても、十分あり得る内容であり、実際にそうであったものと認定できる。

次に、当該生徒のリュックサックに他の生徒の足が当たった行為が、過失ではなく故意であったか否かについて検討する。これまでの調査では、これを故意であるとする生徒の話はない。また、上記のとおり当該生徒に限らず日常的に起きている出来事であることからすると、都度謝罪しない者がいたとしても、謝罪しなかったことを以て直ちに故意に蹴ったと認定することはできない。このほか、当該生徒は、故意であると考えた根拠として、リュックサックの位置を移動させてもなお蹴られてしまったことを挙げているが、上記のとおり当該生徒の座席が出入り口に近く通行量が多かったことに鑑みると、リュックサックの位置を変えてもなお足が当たってしまうことはあり得るのではないかと思われる。

したがって、当委員会は、当該生徒が機の側面にかけていたリュックサックに他の生徒の足が当たる出来事が多数回あり、中には謝罪しなかった者がいたことは認定できるが、他の生徒が意図的に蹴ったか否かは不明であり、故意であったと認定することはできない。

2 いじめの認定（事実の評価）

当該生徒のリュックサックに足が当たった生徒は、当該生徒と同級生という一定の人間関係にある者である。

自分のリュックサックに他の生徒の足が当たれば、不快に感じる等の一定の心理的影響を受けることはあり得る。仮に、足が当たることが故意でなかったとしても、その頻度が高かったり、謝罪しない者がいたりすれば、不快に感じることはあったとしても自然である。

そして、当該生徒は、他の生徒の足が自分のリュックサックに当たったことにより、心身の苦痛を感じていると訴えている。

したがって、当該生徒のリュックサックに足が当たった行為は、法2条の定義に基づくと当該生徒に対するいじめに該当する。

ウ 生徒Sの供述

生徒Sは

令和3年6月25日に当該学校が実施した学級個別面談①において、4日前である同年6月21日の朝に当該生徒の靴が隠されていたことについて、何か気づいたことや、生徒玄関や教室等で耳にしたことがあるかという質問に対し、生徒Sはと回答した。

また、令和3年8～9月の年次個別面談において、当該生徒の生徒玄関の靴に関して思い出せることや今思えば気になることはあるかという質問に対し、生徒Sはと回答した。

しかし、令和3年12月の学級個別面談②において、生徒Sは

旨を説明した。

また、令和4年3月の年次アンケート②の中で、事実④について知っていることを教えてくださいという質問に対し、生徒Sは、

と回答した。

エ 令和4年調査委員会による調査

令和4年10月、令和4年調査委員会が当該生徒及び当該学校に対し、文書による質問調査を実施した。質問内容は大要、内履きが発見された場所、内履きが発見されるまでの所要時間、当該生徒が内履きを探していたことを当日担任教諭等に伝えなかった理由、内履きが発見されたことを知った時の当該生徒の心情等である。

なお、このとき作成された質問文書は、データファイルの形で調査対象者に送付され、調査対象者がデータファイルに順次上書きする形で回答した。この文書には、作成主体や作成日時が一切記載されておらず、異なる作成主体が記載した文章が順次上書きされて混在している状態であった。そのため、当委員会は令和4年調査委員会の委員にどの部分を誰が記載したのか確認し回答を得た。その結果、最初に、令和4年調査委員会が質問を記載したデータファイルを作成して当

該学校に同データファイルを送付し、当該学校が質問に対する回答をデータファイルに上書きする形で記入し、次に当該学校が上書きした状態のデータファイルを当該生徒の父のメールアドレスに送付し、これに当該生徒または当該生徒の両親が上書きする形で記入して回答したことがわかった。

・当該学校の回答（別紙3参照）

当該生徒本人が靴箱のある生徒玄関において教諭に対して説明を行っており（上記イの令和3年6月28日のことと思われる）、そのときの当該生徒の説明によると、

また、発見するまでどのように探したのかを教諭が当該生徒に質問したが、当該生徒から明確な説明はなく、教諭が誘導的に質問したところ旨の回答を得たとのことであった。当日、当該生徒が教諭に対し、内履きが移動していたことを説明しなかった理由については、当該学校は当該生徒から聴取していないとのことであった。

・当該生徒または当該生徒の両親の回答（別紙4参照）

当該生徒の回答内容が上書きされたデータファイルは、当該生徒の父のメールアドレスから送信されており、上書き部分には当該生徒の両親が主語となっている部分もあった。そのため、回答内容のうち当該生徒の両親と当該生徒自身が作成した部分の区別は把握できない。

当該生徒または両親の回答内容は、内履きの発見状況と発見までの所要時間がという点については、当該学校からの回答と同じようであった。また、発見するまでどのように探したのかという点については、とのみ回答しており、どのように探したかの説明はなかった。

当日担任教諭等に内履きが移動していたことを伝えなかった理由については、当日教諭らに伝えなかったことを前提に、その理由についてと回答しており、言わなかった理由がタイミングの問題なのか、教諭らへの信頼がなかったからなのか、やや不明瞭であった。

内履きが隠されていたことを知った時の心情については、

旨を述べている。

6月21日より前に靴が移動していたことがあったかという質問に対しては、当該学校は6月21日が初めてである旨を回答しており、当該生徒または両親はこれを訂正していない。同じ文書の中で、当該生徒または両親の認識と異なる他の部分は異なる旨が明記されているので、訂正されていないということは当該学校の説明と同趣旨の回答と思われる。

オ 担任教諭に対する調査

当委員会から担任教諭に対し、当日当該生徒と顔を合わせる機会があったか確認したところ、朝のホームルーム時と早退の申し出があったときの2回顔を合わせた。当該生徒からは事実④に関する訴えはなかったとのことであった。

カ 令和3年6月18日の朝の指導について

同年6月21日に、当該生徒の母と担任教諭が電話した際に、当該生徒の母から、旨の申告があった。

キ 発言について

当該学校の調査の中で、令和3年11月ころ、生徒Bが、という趣旨の回答をした。

そこで、当委員会が生徒Rに対して確認したところ、生徒Rは

と回答した。

ク 背景や動機について

事実④のような害意を持った行為があったとすれば、通常はそこに至る背景や動機があると考えられるため、当委員会では背景や動機について調査を行った。

i まず、当該生徒または当該生徒の両親は、
と主張する。なお、当該生徒及び当該生徒の両親は、
とのことであった。また、令和3年7月の年次主任による調査の際、生徒Mが
と述べている。そこで、当委員会は、生徒Q及び担任教諭に対し、各別にQの
について調査を行った。

生徒Qは、当委員会に対し、
と、いじめとは別の
を説明した。その説明内容は具体的かつ自然であり、担任教諭の話と整合していた。

また、生徒Qは、
なお、生徒Qに対しては、担任教諭の話も含め他の調査内容は伝えていない。(別紙5「回答書」参照)

担任教諭は、当委員会に対し、生徒Qの
についてQの説明に沿う内容の説明を行った。なお、担任教諭に対しては、生徒Qに対する調査内容も含め当委員会で行った他の調査内容は伝えていない。

ii 当該生徒と同クラスの生徒に対してこれまで行われた調査において、害意のなかった言葉や行動が当該生徒の心情を傷つけたことはあったかもしれないと振り返る生徒は複数あったものの、同クラス内において、加害の意図をもって行われたいじめやいじりがあったという回答はなかった。

令和3年10月28日に当該学校で実施された保護者会において、参加者である保護者の1人が、
旨の発言を行った。そこで、当委員会は当

該生徒の両親及び保護者会に出席していた担任教諭に発言者の名前を確認したが、発言者の名前を認識している者はおらず、この発言をした保護者やその子である生徒を特定することができなかった。

iii 令和4年3月の年次アンケート②において、生徒Gが [REDACTED] という趣旨の回答をした。

そこで、令和4年調査委員会が生徒Gに確認したところ、 [REDACTED] [REDACTED] とのことであった。同委員会が生徒Lに確認したところ、 [REDACTED] [REDACTED] と述べた。ただし、生徒Mは生徒Jと同じ中学出身ではない。

同委員会が生徒Mに確認したところ、 [REDACTED] と否定した。生徒Mは、 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] とのことであった。

2 当委員会の認定する事実

- (1) まず、事実④について、何者かが当該生徒の内履きを移動する場面を直接目撃した者はいない。また、事実④を自分がやったと申し出る者もいなかった。
- (2) 次に、当該生徒の内履きの片方が2年次の靴箱の上に乗っていた状態について、当該生徒以外に目撃したと述べる者はいない。
- (3) 当該生徒は、事実④の1週間後である令和3年6月28日に、当該学校の教諭らに対して内履きが見つかった場所について説明を行っている。しかし、このときの説明は、教諭らからの細かい質問に対する回答や誘導に対する同意というような消極的な形の説明であり、また、内履きを発見するまでにどのように探したかといった、内履きの発見場所の説明に伴い通常行われるはずの説明に

については、当該生徒から教諭らに対してなされていない。また、当日、当該生徒が遅刻を指導された際や早退を担任教諭に申し出る際などに事実④について申告しなかった理由について、令和4年調査委員会に対する説明はやや不明瞭である。

また、当該生徒の母によると、当該生徒は6月18日に教室に入るのが遅れて指導を受けたが、その際には内履きが移動していたという事情はなかったようである。つまり、当該生徒には、内履きが移動していなくても教室に入るのが遅れる出来事が直近であったようであるが、その理由は不明である。

当委員会は当該生徒から調査への協力を得られず、当該生徒に直接経緯を確認することができなかったため、これらの点は不明瞭なままである。

なお、当該生徒が生徒Rに対して[]であるとして述べたという伝聞情報については、当調査委員会の調査に対し生徒Rは否定しており、当該生徒がそのような発言をしたことは認定できなかった。

- (4) 次に、生徒Sは、令和3年11月以降の当該学校の調査に対し、[] [] 旨を回答しているが、それ以前に2回にわたって行われた調査においては事実④について[]として回答していた。

生徒Sが事実④の直後の調査には[]と回答していたにもかかわらず、約5か月後から具体的に回答しはじめた理由については、記憶の再認なのか、令和3年11月までに当該生徒の在席クラスの生徒に対し、いじめ調査や指導、保護者による講義等が行われたことによる被暗示なのか、現時点では判別困難である。

- (5) 次に、事実④のような害意のある行動が行われる背景について調査を行ったが、まず、これまでのすべての調査において、当該生徒の所属するクラスにおいて、害意のある言動がなされていたという回答はなかった。

当該生徒及び両親が主張する背景の1つである[] [] という説明は、生徒Q自身の説明を含む当委員会の調査結果とは齟齬が生じている。当委員会は、当該生徒から調査に対する協力を得ることができなかったため、この齟齬について直接当該生

徒自身に質問し、それに対する説明を聞くことができず、齟齬が解消されるに至らなかった。

なお、[REDACTED]という噂については、合理的根拠を欠く憶測に過ぎないものであった。

- (6) 以上のとおり、事実④について、当該生徒の説明以外に直接これを裏付けるものはない。しかし、当該生徒の説明の不明瞭な点や齟齬については、当該生徒から当委員会の調査への協力を得ることができなかつたため、当委員会はこれを解消することができなかつた。

また、[REDACTED]旨の生徒Sの供述が、事実④の直後にはなく、約5か月経ってから始まった理由について、現時点において、暗示によるものか否かを判別することは困難であった。

さらに、入学から3か月足らずの時期に、事実④のような当該生徒に対する一種の攻撃が行われる背景や動機について、当該生徒の説明する経過があったとは認定できず、それ以外の背景や動機を認定することができなかつた。

したがって、事実④が行われたと認定するには不明瞭な点が多く、当委員会は事実④については認定することはできなかつた（存否不明という結論であり、存在しないと積極的に認定するものではない）。

第5 認定事実と不登校の因果関係

1 事実認定

第1章で認定した事実①～③の3つのいじめと当該生徒の不登校の間の因果関係の有無を検討する。

- (1) まず、上記のとおり、当該生徒からは当委員会が行う調査に協力を得ることができなかつた。当該生徒が事実①～③の起きた後、心療内科等の医療機関を受診したか否かは不明であり、因果関係の検討にあたり当該生徒の医療記録を参照することはできなかつた。
- (2) 当該生徒は令和3年5月24日以降、主に当該生徒の母を通じていじめを訴え、断続的な登校となり、同年6月29日以降は登校していない。

この点、令和3年5月31日に担任教諭が当該生徒と面談した際には、当該生徒は

生徒Mは、令和3年6月30日年次主任に対し、当該生徒の不登校の理由について、当該生徒本人から、と述べているほか、と述べた。このほか、生徒Mは、当該生徒から、と述べた。

生徒Rは当委員会に対し、当該生徒本人から、と説明した。このほか、生徒Rは、旨を後日聞いたと説明した。

生徒Hは、と説明した。

このほか、年次個別面談において、他のクラスの生徒がと述べている。

以上のとおり、と述べており、その内容の真偽は不明であるが、当該生徒がこれに関連する話題を出していたことは認定し得る。

2 事実の評価

以上のとおり、事実①～③と当該生徒の不登校との関係を裏付ける医療記録等の客観的資料は存在しない。また、事実の真偽の認定はできないが、当委員会の調査の過程で、不登校の理由となり得る他の事情に関する情報に接した。

したがって、当委員会は、当委員会が認定したいじめと当該生徒の不登校との間の因果関係について、認定することはできなかった（存否不明という結論であり、存在しないと積極的に認定するものではない）。

第3章 学校及び教育委員会の対応について

第1 調査の実施について

1 事実認定

本事案に関連して当該学校が実施した調査は、概ね第1章第4に記載したとおりである。

ただし、調査資料については、生徒から聴取したメモ等の1次資料が現存しないものが一部にあった。また、聴取メモやアンケートを含む調査の際に作成された文書に作成者や作成日付が記載されていないものが多かった。また、資料が一元管理されておらず、存否自体が直ちに明らかにならない資料が多かった。

2 評価

本事案が発生した令和3年5月24日以降、XXXXXXXXXXは、当該生徒の保護者の意見を聞きながら、速やかに当該生徒の同級生や同学年の生徒に対するアンケートや聞き取りを実施しており、初期対応のスピードは十分であったと考える。

また、調査方法としても、記入式のアンケートのほか幅広い生徒に対して面談での事情聴取を実施しており、十分な方法をとったと考える。

ただ、当該生徒の両親の要望を踏まえて第三者委員会の設置を見送り、当初X氏に調査を依頼し、次に令和4年調査委員会を設置しているが、その結果として県教育委員会から県知事及び文部科学省に対する不登校重大事態としての報告が行われたのは本事案が発生してから約3年後ときわめて遅くなり、当委員会の設置も遅れた。

長時間が経過すれば、必然、関係者の記憶は不正確となり、調査資料は散逸することになる。

第三者委員会による調査は、法第1条にあるような公益的意義もあるのであるから、保護者の意向を尊重するのは当然としても、県教育委員会がより早期の第三者委員会の設置を判断し指導すべきであったと考える。

第2 スクールカウンセラーの守秘義務に関する教育委員会の指導

1 事実認定

令和3年6月1日、当該生徒と当該学校のスクールカウンセラーとの面談の中で、当該生徒よりスクールカウンセラーに対し、
旨の話があった。
この情報は当該学校内で共有され、令和3年7月5日に教頭から当該生徒の父へ情報提供が行われた。

そのため、当該生徒の両親から当該学校に対し、スクールカウンセラーに
に関する当該生徒の話の真偽を確認したいという強い要望が生じた。

2 評価

当該生徒がスクールカウンセラーとの面談で話した
が教員経由で当該生徒の両親に伝わったことは、集団守秘義務を負っている学校の対応として不適切であった。この点、県教育委員会は、当該学校に対し、生徒の両親からの求めがあれば、仮に生徒が開示を希望しない場合であってもスクールカウンセラーに話した内容は開示する必要があるという誤った指導を行った。このような指導は、カウンセリングの本質を理解しないものであり、カウンセリングを受けた生徒の心理的安全性を毀損するものといえる。

その結果、当該学校のスクールカウンセラーは当該生徒の両親から当該生徒の
に関する発言の真偽を問われる立場に置かれることになり、生徒に対する心理的なサポートのための面接とは違った意味の面接に対応させられることとなった。

第3 「[REDACTED]」の事実確認の長期化

1 事実認定

当該生徒がスクールカウンセラーに[REDACTED]について話した内容が、上記のとおり教員経由で当該生徒の両親に伝わった。また、本事案の調査の過程で、生徒Mが[REDACTED]
[REDACTED]と述べた。これらの情報は当該生徒の両親へ提供された。

以後、当該生徒の父から教頭に対し、[REDACTED]の詳細につき[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]など繰り返し説明の要求があった。当該学校は当該生徒本人からの聞き取りを要望するも協力が得られなかったため、スクールカウンセラーや他の生徒に聞き取りを行い、少なくとも令和3年10月13日、同年10月27日、同年11月26日、と複数回に渡って当該生徒の父または当該生徒の両親との間で[REDACTED]に関する事実確認のやり取りがなされた。

県教育委員会は、特段の介入を行わなかった。

2 評価

未成年者は被暗示性が強く、何を見聞きしたのかの記憶が曖昧になる可能性が高く、4年以上前の事案につき、詳細な事実の確認はきわめて困難であり、また、情報の正確性も担保されない。県教育委員会も当該学校も、その専門性から上記可能性は認識していたはずである。

また、[REDACTED]は当該学校入学前の話であり当該学校の調査能力の範囲を明らかに超えている。

さらに、[REDACTED]の詳細な情報は当該学校におけるいじめ事案の解明には必要のないものである。

それにもかかわらず、当該学校は、当該生徒の両親の要望に漫然と応じ、[REDACTED]
[REDACTED]の詳細解明に多くの時間と労力を要することになった。

その危険性は十分あったと考える。当委員会が教頭や県教育委員会職員から聴取したところ、いずれにも、保護者との信頼関係構築のためにはできる限り保護者の意向に沿うのは教員としては当然である、との考え方があるようであるが、その考え方に常に沿わないとしても教員として不適とはい切れず、謝罪する教員の人権に対する配慮も必要であったと判断する。

第6 当該生徒の父による講話の実施について

1 事実認定

令和3年6月21日、当該生徒の父から当該学校に対し、
旨の要望があった。当該学校はその時点でこの
要望に応じることは消極的であった。また、当該生徒の父も、
と述べていた。

しかし、県教育委員会は、過去に他校でいじめ被害者とされた生徒の保護者の要望により保護者による講話を行った事例があること、当該生徒の両親から当該学校に対する信頼が相当低下しておりその関係修復の手段となり得ることを理由として、事前に講話内容について合意形成ができることを前提に、当該生徒の父による当該学校生徒に対する講話を許可した。ただし、講話内容について詳細な合意形成は行っていなかった。

令和3年11月1日、当該生徒の父が当該生徒の所属するクラスの生徒の前で約47分に渡り講話を行った。当該生徒の父は、
等と生徒たちの前で発言した。また、

██████████など、7つほどの質問を行い、それぞれ生徒に挙手を求めて回答させた。

令和3年の新学期から上記講話までの期間中に当時の当該生徒の所属するクラスの██████████は生徒Q一名であった。当委員会が生徒Qに直接確認したところ、上述のとおり、██████████
██████████と回答を得た。

2 評価

思春期の多感な生徒が、半ば強制的に教育的立場にある人物の講話を受けることとなったが、その講話内容は、あたかも██████████生徒Qに対するいじめがあったかのように示唆するものであり（上述のとおり生徒Q自身は当委員会に対し██████████
██████████）、聴衆である生徒たちにその段階で存在したか不明であったいじめ加害の嫌疑をかけたといえるものである。また、講話の形式を取ってはいるものの、質問を行って都度生徒に手を挙げて回答するよう要請しており、その様子は当該生徒の父が主張するいじめが存在することを前提にいわば事情聴取を行っている」と評価できるようなものであった。

当委員会は、生徒の前で当該生徒が主張するいじめが存在することを前提とする一方的な内容の講話を許可した県教育委員会の責任について検討し、上記の講話が生徒たちの心を傷つけた可能性が高く、また、生徒たちが自身の同意なく一方的に事情聴取を受けさせられたという点で、県教育委員会による本講話の開催許可が極めて不適切であったと判断する。

県教育委員会は、当該学校の現場職員の反対にもかかわらず、当該生徒の父による講話を許可したが、その許可は、他校でいじめ被害者とされた生徒の保護者による講話の前例があったからという安直な理由づけおよび講話の内容が聴衆である生徒を傷つける可能性に対する配慮の欠如によるものといえる。

本事案では、令和3年5月から当委員会が開催された令和6年7月までの間に3年以上が経過しており、令和3年5月当時に1年次に在籍していた生徒は卒業し、教諭は異動しており、直接聴取等の調査を実施することが容易な状況ではなかった。また、当委員会が設置されるまでの間に繰り返し調査が行われている一方で、時間の経過に伴い記憶は不正確になることから、当委員会は基本的には本事案発生時に近い時期に実施された調査の結果から確認することとした。

ところが、これまでの調査の結果に関する資料が整理して保管されておらず、当委員会はどのような資料が存在しているのかを推測して個別に県教育委員会や当該学校に開示を依頼し、開示された資料から存在が推測される他の資料をさらに個別に開示を依頼する、ということを繰り返さざるを得なかった。しかも、開示された資料の多くのものに、生徒から聴取した際のメモ等の1次資料が現存しない、文書の作成者や作成日付が不明、存否自体が不明、一部のみが開示される等の資料が含まれていた。

したがって、当委員会が記録を探索し、整理し、分析し、事実認定を実施できる状態に至るまでに非常な時間を要した。

今後、調査の実施に当たっては、調査は後日検証されるために実施するということを念頭に置き、最低でも文書の作成者、作成日付を各文書に記載し、引き継げる状態にして保存することを徹底してほしい。また、聞き取りメモ等の1次資料はこれをまとめた報告書等の2次資料が完成した後も廃棄せずに保存することが望まれる。また、第三者に調査を依頼する際には、第三者から個別に依頼がある都度該当する資料のみを開示するのではなく、最初に現存する資料全部を一括して開示した上で調査を依頼することが強く望まれる。

2 スクールカウンセリングの位置づけ及び守秘義務の再確認

スクールカウンセラー活用の趣旨として、文部科学省によれば、「児童生徒の教育相談を受ける機関に児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置（一部略）」するとされている。同省は、スクールカウンセラーの守秘義務について、「職務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に

対する指導や支援を行うために必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、学校に報告することが必要である。そのため、地方公共団体は、(中略) 職能団体で定める倫理綱領を理解した上で、教職員とのバランス及び組織的対応とのバランスを考慮し、適切に守秘義務を課す必要がある。」としている。そして、スクールカウンセラーとして採用されることが多い公認心理師や臨床心理士の職能団体の倫理綱領によれば、それぞれ「正当な理由なく、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない」「臨床業務従事中に知り得た事項に関しては、専門家としての判断のもとに必要と認められた以外の内容を他に漏らしてはならない」と定めている。

いずれの倫理綱領も、原則的に守秘を履行する義務を負うことを定めている。つまり、スクールカウンセリングにおいても、原則として、プライバシー保護のために相談に係る内容は守秘される必要がある。しかし、学校から求められる守秘のあり方と、スクールカウンセラーとしての守秘のあり方が、時に葛藤を生じさせることもある。そうならないよう、通常の勤務時から、スクールカウンセラーとしての守秘義務の考え方を学校の教職員に理解してもらえよう、スクールカウンセラーと学校の教職員がコミュニケーションを取っておくことが重要である。

ただし、倫理綱領においても、完全な守秘を定めているわけではなく、場合によっては、情報の共有が必要となる場合がある。学校現場においては、教育相談に係る内容で、学校が児童生徒を指導または支援するために必要な情報については、それらの情報を学校と共有・管理することが必要となる場合もある。特に、児童生徒の安全配慮義務に係る内容の場合、管理職への報告が必要と考えられる。本事案の場合、不登校やいじめに係る相談であったため、情報共有が必要だったと判断されたことは自然なことと考えられる。

一方で、児童生徒との信頼関係構築のためには、情報共有においては細心の注意が必要である。情報を共有することが指導・支援において有効であったとしても、児童生徒との信頼関係を損ねるようなことがあつては、そもそも指導・支援が成り立たなくなる。情報を共有する場合、スクールカウンセラーは事前に可能な限り同意を得るための働きかけをしておくことが望ましい。その場合、話された内容の何

について、誰に共有するのかまで含めて相談者と共に検討しておくことが理想的である。

さらに、情報が共有された場合、情報共有の範囲を含め、学校内で管理されるべきであり、情報を得た関係者は集団守秘義務を徹底していくことが強く求められる。得た情報を誰かと共有する場合、相談者である児童生徒の利益になるかどうかを慎重に判断し、利益になると判断した場合にも共有することについて相談者本人から同意を得ることが望ましい。

3 対応する教員に対する配慮について

当委員会が複数の教員から聴取したところ、「保護者との信頼関係を構築するためには、教員は保護者の要望にできる限り応じるべきである」との考え方が少なくとも一部の教員には根づよくあるように思われた。

しかし、一般に、教員ができることには限度があり、また、限度まで要望に応じたとしても保護者の納得が得られない事例も存在する。このような場合の対処法を多くの教員は習得していないと考えられ、解決のために外部人材の活用が必要である。本事案のように、スクールカウンセラーに学校と保護者との間の仲介役や証人の役割を期待するのは不適切であり、例えば専門職であるスクールロイヤーの活用及びその制度化、弁護士への相談や研修の実施等を検討すべきである。

また、一般に、教員に落ち度がないことにまで校長や教育委員会が保護者への謝罪を強要するような事態に至った場合、場合によってはパワーハラスメントに該当する可能性もある。そのような意味でも上記のような対応が望ましい。

4 専門用語の安易な使用について

児童生徒、教員、保護者各々の間で齟齬、誤解や不信感が発生することを予防するために、医師に正確に診断されていない児童生徒に関し、「PTSD」「トラウマ」「うつ」「発達障がい」等、解釈に個人差が大きい専門用語の使用を避けるよう指導が必要である。

5 当事者による学級等での講話等について

いじめ事案に関連して、その当事者（主に被害生徒の保護者）から、他の児童生徒に対する講話、講義、講演等を行いたい旨の要望があった場合、講話等を開催すれば当該学校の児童生徒は半ば強制的に参加させられるわけであるから、その開催にあたっては、当事者による講話等が真に他の児童生徒の成長発達に有益であるか否かという要素も考慮した上で開催の可否が判断されるべきであり、被害生徒やその保護者に対する「寄り添い」の拡大解釈の結果として、ましてや安易な「前例踏襲」として開催されることの無いよう慎重に判断すべきである。

また、当事者による講話等を実施した場合、受講した児童生徒が何らかの心理的影響を受ける可能性が高い。特に、調査が完了していない段階において講話等を実施した場合には、その後の児童生徒らに対する調査結果の信ぴょう性に影響し、正確な調査が実施できない可能性がある。

さらに、仮に事前に講義内容の合意形成を行ったとしても、その合意の通りに講義が行われる保証は無く、また、講義の途中で想定外の発言があった場合、発言を制止すればその場が混乱し児童生徒の心理に悪影響を与えることは明らかである。

以上の点から、当委員会は、原則として被害生徒の保護者を含む当該いじめ事案の当事者による児童・生徒に対する講話、講義、講演は許可しないことを提言する。

6 更衣中の男女生徒の交錯が起こらない環境の整備

体育等の授業に必要な生徒の更衣に関して、県教育委員会から各学校に対し特段の指導はされていないようであるが、一般に青年期は性別への新たな意識が生じ、体の発達を恥ずかしがることが多く、また、恥ずかしいと感じる程度は個人差が大きい。

本事案の事実①の状況は、男子生徒が女子生徒の更衣中に室内に入室するという行為により女子生徒の側が心身の苦痛を感じた可能性は十分に考えられ、女子生徒の訴え等によっては別の「いじめ」に発展する可能性もあった。このような事態や事実①のような事案の発生を防止するために、県教育委員会は各学校に対し、容易

に更衣中の男女が交錯し得る環境の改善を指導することが考えられ、学校は各々の学校の構造、人員等の事情に合わせて環境を改善することが望ましい。

以上

令和6年10月16日

様

調査協力をお願い

県立 〇〇〇〇 いじめ事案に関する調査委員会
委員長 佐藤 修哉

前略 突然お手紙を差し上げ失礼いたします。

当調査委員会は、あなたが〇〇〇〇でいじめが発生したと訴えている事案（以下「本事案」といいます。）について、いじめ防止対策推進法28条1項に基づき、事実関係を調査する目的で〇〇〇〇の下に設置された委員会です。

当調査委員会は、教育、法律、心理学、精神保健の各分野の専門家4名で構成されております。各委員は、〇〇〇〇及び新潟県教育委員会並びに貴殿や御両親と利害関係を有しない者の中から、各団体の推薦を受けて〇〇〇〇が委嘱した中立の立場の専門家です。

当調査委員会で行う調査の目的は、本事案の事実関係の解明及び本事案に対する学校や教育委員会の対応等の検証等です。

この度、あなたから本事案の事実関係について直接お話を聞かせたいとご連絡いたしました。また、あなたから当調査委員会に対し、調査方法についてご要望があれば併せてお聞かせいただきたいと考えております。

つきましては、以下のとおり当調査委員会にご出席くださるようお願い申し上げます。

当調査委員会としては、本事案の調査にあたり、当事者であるあなたから直接お話を伺うことが大変重要であると考えておりますので、ご協力いただければ幸いです。

日時 11月5日（火）14:30から1時間程度

場所 別紙回答書の選択肢からご選択ください。

このご連絡に対する出欠等のご回答は、10月28日（月）までに、同封の「回答書」を返信用封筒にてご返送くださるようお願い申し上げます。

なお、あなたのご両親に対しては、別途ご連絡を差し上げる予定ですので、このご連絡に対しては、あなた自身のご意向のみをご回答いただければ結構です。

草々

回答書

1 11月5日(火)の調査委員会への出欠について

出席します ・ 欠席します (いずれかに○)

・当日ご都合がつかずご欠席の場合、日程を再調整いたします。

11月と12月のご都合のつく日程をできる限り多くご記載ください。

2 会場のご希望 (いずれかに○; 複数回答可)

a 新潟県庁会議室(新潟市中央区新光町)

b []

c []

3 もし、今後も含め本調査委員会に出席すること自体が困難な場合は、その理由をできる限り具体的にご記載ください。もし健康上の問題であれば、具体的な理由をご教示いただければ幸いです(差し支えなければ医師の診断書等を同封してください。)

記入日年.....月.....日

住所

自筆での署名

今後のご連絡に使用させていただきたいので、差し支えなければ下記もご記入ください。

携帯番号.....メールアドレス.....

回答書

1 11月5日(火)の調査委員会への出欠について

出席します

欠席します

(いずれかに○)

・当日ご都合がつかずご欠席の場合、日程を再調整いたします。

11月と12月のご都合のつく日程をできる限り多くご記載ください。

2 会場のご希望 (いずれかに○; 複数回答可)

a 新潟県庁会議室(新潟市中央区新光町)

b [redacted]

c [redacted]

3 もし、今後も含め本調査委員会に出席すること自体が困難な場合は、その理由をできる限り具体的にご記載ください。もし健康上の問題であれば、具体的な理由をご教示いただければ幸いです(差し支えなければ医師の診断書等を同封してください。)

記入日 [redacted]

住所 [redacted]

自筆での署名 [redacted]

今後のご連絡に使用させていただきたいので、差し支えなければ下記もご記入ください。

携帯番号

メールアドレス

質問事項

1 「靴隠し」に関して

ア 令和3年6月21日の朝登校した際、下駄箱の上履き靴が別の場所に移動され隠されていたとのことですが、どこで見付かりましたか

[Redacted]

[Redacted]

イ 靴が見付かるまでどのくらい掛かりましたか

[Redacted]

ウ 靴が隠されていたことについて、すぐに自らクラス担任等に伝えましたか

[Redacted]

伝えていなかった場合、その理由を教えてください

[Redacted]

エ 靴が隠されていたことを知り、あなたはどのような気持ちになりましたか

オ 6月21日より前に、学校で靴が移動されたり、見付からなくなったり

で何をしていたか、分かる範囲で教えてください

3 「成績をバカにされる」発言に関して

ア いつ頃、誰から、どのような機会に、具体的にどういうことを言われましたか

イ 誰の発言か特定できない場合、その理由を教えてください

ウ アの発言を聞いて、あなたはどのような気持ちになりましたか

エ あなたは、試験結果等に関しクラスの人と会話したことはありましたか
会話があった場合、その中で「勉強がんばろう」等と言われたことはありましたか

もしあれば、いつ頃、誰から言われたか教えてください

4 「カバン蹴り」に関して

ア カバンを蹴られたのは、いつ頃、何回くらいありましたか

イ カバンを蹴ったのは同じ人ですか、それとも異なる複数の人ですか、蹴った人の名前を教えてください

特定できない場合、その理由を教えてください

ウ カバンは机の周りにどのように置いていましたか

置き方を変えていれば、変更後の置き方も教えてください

カバンを蹴られたのはどの置き方の時ですか

エ 「過ってぶつかられた」のではなく、カバンを「わざと（意図的に）蹴

<確認①>

黄色のマーカー部分は、[redacted] 教頭の回答。赤字は、担任・学年主任、学校側の回答。それぞれ、保護者から依頼してうめていただいていた。

青字が、こちら側からの回答となります。回答以外にも、その時の詳細を付け足しています。

<確認②（保護者より）>

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

<はじめに>

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

質問事項

1 「靴隠し」に関して

ア 令和3年6月21日の朝登校した際、下駄箱の上履き靴が別の場所に移動され隠されていたとのことですが、どこで見付かりましたか

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

イ 靴が見付かるまでどのくらい掛かりましたか

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

ウ 靴が隠されていたことについて、すぐに自らクラス担任等に伝えましたか

[redacted]
[redacted]

伝えていなかった場合、その理由を教えてください

[Redacted]

エ 靴が隠されていたことを知り、あなたはどのような気持ちになりましたか

[Redacted]

オ 6月21日より前に、学校で靴が移動されたり、見付からなくなったりしたことはありましたか

もしあれば、いつ頃、どこに置いていたどんな靴が、(見付かった場合)どこに移動されていたか教えてください

また、このことをクラス担任等に伝えていたか、伝えていなければその理由も教えてください

[Redacted]

2 [Redacted] 発言に関して

[Redacted]

ア いつ頃、誰(一人か複数か)から、具体的にどういうことを言われましたか

[Redacted]

イ 当該発言が誰からか特定できない場合、その理由を教えてください。

ウ 言われたのは1度だけですか、複数回ありましたか

エ 当該発言があなたに向けられたものと受け取ったのは、どういう理由ですか（言われた時の状況、相手の言い方等）

オ 当該発言を聞いて、あなたはどのような気持ちになりましたか

カ 当該発言があった際、教室内にあなた以外の男子生徒がいたことはありましたか

そうした事実があれば、その名前、その生徒が教室にいた理由、教室内で何をしていたか、分かる範囲で教えてください

3 「成績をバカにされる」発言に関して

ア いつ頃、誰から、どのような機会に、具体的にどういうことを言われましたか

イ 誰の発言か特定できない場合、その理由を教えてください

ウ アの発言を聞いて、あなたはどのような気持ちになりましたか

エ あなたは、試験結果等に関しクラスの人と会話したことはありましたか
会話が合った場合、その中で「勉強がんばろう」等と言われたことはあ
りましたか

もしあれば、いつ頃、誰から言われたか教えてください

4 「カバン蹴り」に関して

ア カバンを蹴られたのは、いつ頃、何回くらいありましたか

イ カバンを蹴ったのは同じ人ですか、それとも異なる複数の人ですか、蹴
った人の名前を教えてください

特定できない場合、その理由を教えてください

ウ カバンは机の周りにどのように置いていましたか
置き方を変えていれば、変更後の置き方も教えてください
カバンを蹴られたのはどの置き方の時ですか

エ 「過ってぶつかられた」のではなく、カバンを「わざと（意図的に）蹴
った」とあなたが受け取った理由を教えてください

オ あなたはカバンを蹴られた時どういう気持ちになりましたか

カ カバンに「過ってぶつかられた」ことはありましたか
回数や頻度はどれくらいでしたか
その際、相手から「ごめんなさい」等謝罪を受けたことはありましたか

5 (旧) [redacted] クラスについて

ア 上で尋ねたこと以外で、あなたが(旧) [redacted] クラスや生徒個人に対し、
不満に思っていたことがあれば、具体的に教えて下さい

イ あなたが(旧) [redacted] クラスでよく話していた人や、直接LINE、メ
ール、DMをやり取りしていた人がいれば、名前を教えてください

[REDACTED]

いじめ事案に関する調査委員会 御中

注) 5月7日(水)までに投函してください。

回答書

① 5月26日(月)の調査委員会への出欠について

出席します ・ 欠席します (いずれかに○)

出席する場合の実施方法は、

「オンライン(ZOOM)」・「電話」・での面談 (いずれかに○)

- ・当日ご都合がつかないけれど直接お話いただける場合、日程を再調整いたします。
6月と7月のご都合のつく日程をご記載ください。

② (調査委員会に出席が難しい場合のみ) 以下の質問に回答をご記入ください。

(いずれかに○をお願いします。「その他」の場合はカッコ内に内容を記入してください。)

Q1 あなたは 在学時に、いじめられた・いじられた、と感じたことがありましたか？Q2 あなたと同じクラスにいた さんが、いじめられたり、いじられたりしたところを見たり聞いたりしたことはありましたか？その他 ()Q3 あなたが 理由の中に、いじめやいじりはありましたか？Q4 あなたが 理由を差し支えない範囲でご記入ください。

その他、在学していた当時のことについてご説明いただけることがあれば、裏面にもご記入ください。

県立■■■■いじめ事案に関する調査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 令和3年5月に発生した当該校生徒のいじめ事案（以下「本件」という。）は、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に該当する場合であると認められ、県教育委員会において、当該校において詳細な調査を実施するとされたことから、いじめの解消と被害生徒（以下「本件生徒」という。）の学校生活支援、いじめ防止の対応の充実、事実関係の調査、学校等の対応の検証及び同種の事案の再発防止を目的として、当該校に、「県立■■■■いじめ事案に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を設置し、この要綱において、調査委員会の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項について調査、検証、提言（以下「調査等」という。）を行う。

- (1) 本件に係る事実関係の調査
- (2) 本件に係る当該校の対応等の問題点や課題の検証
- (3) 本件に係る県教育委員会の学校への対応等の検証
- (4) 前各号を踏まえた再発防止の提言

(組織)

第3条 調査委員会は、精神保健、心理学、法律、教育に専門的な知識を有する者で、かつ、本件学校及び県教育委員会並びに本件生徒の保護者と利害関係を有しないもので構成する。

- 2 委員の人数は、4名とする。
- 3 委員は、校長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から第8条第1項の報告が終了した日までの期間とする。
- 5 校長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(委員の役割等)

第4条 調査委員会の委員は、調査方針を決定し、第7条に定める調査を行い、明らかになった事実を検証する等の役割を有する。

- 2 調査委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。
- 3 調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、調査委員会の会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査委員会の中立性、公平性)

第5条 調査委員会は、調査によって明らかになっていく事実のみ誠実に向き合うものとし、中立かつ公平に調査等を行う。

(会議)

第6条 調査委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、1回目の会議についてはこの限りではない。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議は、非公開とする。ただし、新潟県情報公開条例(平成13年新潟県条例第57条)第7条各号に掲げる情報が公になるおそれがない場合は、委員長が会議に諮って、会議の全部又は一部を公開することができる。
- 4 調査委員会は、会議を開催したときは議事録を作成しなければならない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査)

第7条 調査委員会は、第2条各号に掲げる所掌事務(以下「所掌事務」という。)を遂行するために必要があると認められる場合は、次に掲げる方法により調査を行うものとする。

- (1) 当該校職員及び生徒並びに本件生徒及びその保護者等(以下「調査対象者」という。)から、事実関係や意見等に関する陳述、説明等を求めること。
 - (2) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、又は当該校その他の関係する現場において資料の確認若しくは説明を求めること。
 - (3) 関係団体に照会して、必要な事項の報告及び協力を求めること。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、所掌事務を遂行するために必要となる協力を調査対象者又は公私の専門的機関に求めること。
- 2 調査委員会は、前項の調査を行うにあたり、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。
 - 3 当該校職員は、第1項に定める調査に協力するものとする。

(報告)

第8条 調査委員会は、所掌事務に係る調査等を終えたときには、報告書を作成し、校長に報告する。

- 2 校長は、第1項の報告を受けたときは、速やかに本件生徒及びその保護者(生徒が成年年齢に達するまで保護者であった者を含む。)、並びに県教育委員会に報告する。

(守秘義務)

第9条 委員は、調査委員会の調査、会議等の活動に関連して知り、又は知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏えいしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第10条 調査委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、当該校に置き、校長は、必要に応じて県教育委員会に支援を求めることができる。

- 2 事務局は、調査委員会の指示により、中立性及び公平性に配慮し、議事録の作成、予算管理、委員との連絡調整、その他委員長が必要と認める事務を取り扱う。
- 3 調査委員会の収集した資料等については、新潟県教育委員会文書規程に基づき、管理、保管する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。